

令和2年4月1日から 受動喫煙防止対策が義務化されます

令和2年4月1日に、改正健康増進法が全面施行されます。
受動喫煙防止対策は施設管理権原者等の義務になります。



多くの方が利用する施設は**原則、屋内禁煙**になります。
～望まない受動喫煙をなくするため、ご協力をお願いします！～

★ 改正法の趣旨 ★

①望まない受動喫煙を
なくす



②受動喫煙の影響が特に大きい
子どもや患者等に特に配慮
(原則敷地内禁煙)



③施設の類型・場所ごとに
対策を実施



規制対象外の場所でも、喫煙する際は周りの人に煙を吸わせないように配慮する義務があります。

敷地内禁煙：お子さん、未成年、患者等が主として利用する施設(令和元年7月1日施行)

学校

病院

児童福祉施設
保育所、こども園等

行政機関の庁舎
市役所、保健センター等

等

建物内禁煙：上記施設を除く、すべての施設(令和2年4月1日施行)

<例>事務所、集会所、工場、ホテル・旅館(客室は除く)、理・美容室、公衆浴場、
百貨店、娯楽施設、飲食店(小規模な既存飲食店は経過措置あり。)

◆ただし、受動喫煙防止に必要な措置をとることで、各種喫煙室を設置することができます。
なお、喫煙室を設置する場合は、店舗及び喫煙室の出入口に標識を掲示する必要があります。

喫煙専用室



- たばこの喫煙が可能
- × 飲食等の提供不可
- × 20歳未満の者は喫煙場所に立入不可(従業員含む)

加熱式たばこ 専用喫煙室



- △ 加熱式たばこのみ喫煙が可能
- 飲食等の提供可能
- × 20歳未満の者は喫煙場所に立入不可(従業員含む)

喫煙可能室(店)※ (店の全部又は一部)



- たばこの喫煙が可能
- 飲食等の提供可能
- × 20歳未満の喫煙場所への立入不可(従業員含む)

※経営規模が小さい既存の飲食店のみの経過措置

*茨城県 改正健康増進法関係ホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chiiki/kenko/kenkouzoushinhokaisei.html>

*厚生労働省 受動喫煙防止対策ホームページ

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

なくそう！望まない受動喫煙

で検索

